

消費者の安全・安心な暮らしに向けて

消費者トラブルにご用心！

5月は
消費者月間

近年、悪質商法などによる、さまざまな消費者トラブルが増えています。トラブルにあわないために、正しい知識を身に付け、詐欺の手口や契約時の注意点をしておくことが大切です。今回は、最近の相談事例を3つご紹介します。

電話の返事だけで契約成立？

事例1 光回線の電話勧誘

突然、電話会社の代理店から電話があり、「月々の利用料金が安くなる」と勧誘され、内容を詳しく聞かないまま承諾しました。後日、料金がほとんど変わらないことが分かったので、断ろうと連絡したところ、業者からは既に契約になっており、解約料金がかかると言われました。契約書を交わした時点が正式な契約と思っていたのですが電話での合意だけで契約が成立するのですか？



ワンポイントアドバイス

電話で契約が成立することもあります

契約は申込みと承諾の意思の合致によって成立します。通信事業の場合は書面交付義務がないため、電話での合意だけで契約が成立してしまいます。慎重に検討した上で返事をしましょう。



身に覚えのない当選は？

事例3 海外宝くじ

自宅に突然、「3億2,000万円が当選しました。期限までに請求手数料2,000円を支払わないと当選資格が消滅します」との郵便が海外から届きました。全く覚えが無いのですが信用できますか？



ワンポイントアドバイス

覚えがないものは信用してはダメ！

高額賞金に当選したように思わせ、申込金や手数料等を支払わせる詐欺的な手口です。最近では、単に「賞金が当たった」「賞金当選の権利獲得」というものが多くなっています。応募していないのに当選することはありません。手数料を支払ったり、業者に連絡したりしないでください。

強引に買い取られたものは解約できる？

事例2 訪問購入（押し買い）

突然、自宅に「不要なアクセサリーを買い取りたい」と訪問がありました。「そんなものはない」と言っても「あるはずだ」と言ってなかなか帰ってくれず、怖かったので、使用していないネックレスと指輪を渡して8,000円を受け取りました。後で安く売りすぎたと後悔していますが、解約はできますか？



ワンポイントアドバイス

8日以内なら「クーリング・オフ」ができるようになりました

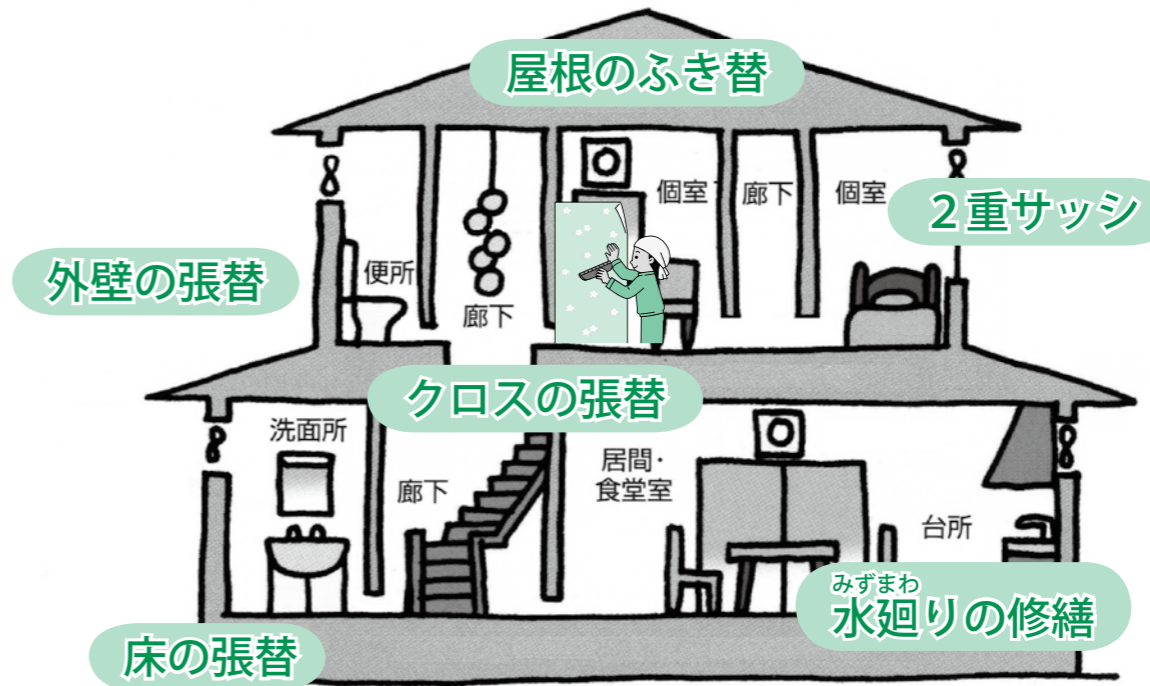
このような、貴金属を強引に安く買い取る「押し買い」の相談が増加しています。そのため、特定商取引法が改正・施行され、8日以内なら、クーリング・オフができるようになりました。しかし、いったん売り渡してしまうと、取り戻すのが困難なため、買い取ってもらうつもりがなければきっぱり断りましょう。

このほかにも、マルチ商法やインターネットトラブルなどのさまざまな消費者被害があります。「おかしいな」「困ったな」と思ったら…1人で悩まず、ご相談ください。

相談・問合せ先 ▶ 消費生活センター（市役所 1階 生活安全課内 15番窓口）
☎ 22 - 8115



住宅のリフォーム費用を 支援します！！

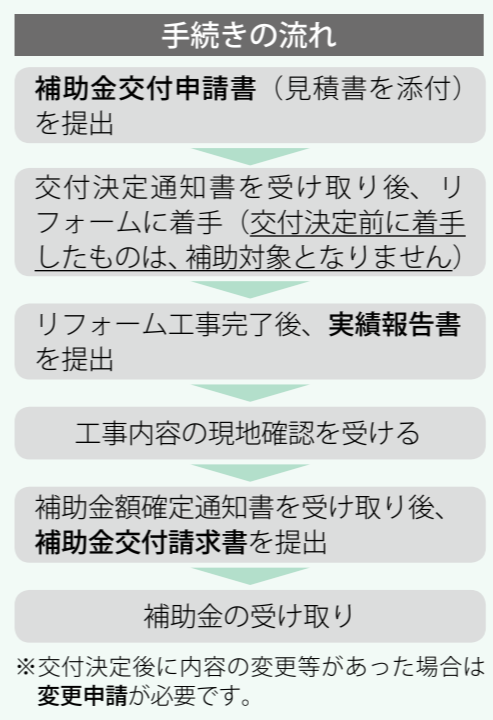


**補助対象と
ならない工事**

- 電化製品、家具類の設置
- 店舗・倉庫・車庫等
- エアコン、照明器具等の設置・取替
- 給湯機器の設置・取替
- 外構・植栽等
- 別棟の増築
- シロアリ駆除や清掃等の作業

補助対象となる工事

- 【建築工事】
 - 〈外装〉屋根、雨樋、柱、外壁、基礎等
 - 〈内装〉床、内壁、天井等
 - 〈建具〉雨戸、戸、サッシ、ふすまの取替等
 - 〈その他〉風除け、サンルーム等
- 【電気工事】
 - 建築工事に付随する電気工事
- 【給排水工事】
 - トイレ、風呂、キッチンなどの水廻り修繕やリフォームに伴う住戸内配管工事



対象工事

市内の施工業者*による1件あたり10万円以上の住宅の修繕工事（平成26年2月末までに完了するもの）

*市内に住所を有し、営業する個人事業主および市内に本社、本店が登記されている法人

対象住宅

- 市内に住所があり、住宅を所有し、その住宅に居住している方
- 市税を滞納していない方
- 他の住宅関連の補助金等を利用しない方

対象者

- ①②③の全てを満たす方

補助金額

補助対象となる工事費の5分の1（上限10万円）

事業期間

平成25年度（1年間のみ）

募集期間

【第1回】5月1日（水）～5月24日（金）
【第2回】8月1日（木）～8月23日（金）

※申込み多数の場合は抽選となります。

申込方法

「敦賀市住宅リフォーム支援事業申込書」および官製ハガキ（住所・氏名を明記）1枚を住宅政策課まで提出

※申込書は住宅政策課窓口またはホームページにあります。